

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適當と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成二十年二月十四日から平成二十年三月五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対しても異議がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に、広島県福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定が附たことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十年二月十四日

広島県福山地域事務所長 宇都宮 健

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市	西ノ迫	ため池等整備事業	福山市役所